

令和7年度

# 北秋田市職員採用試験

＜高校卒程度一般行政・消防吏員＞

## 受 験 案 内



- 受 付 期 間 令和7年7月1日（火）～8月29日（金）  
（書面による申込みにつきましては、土・日曜日及び  
祝日は受付しておりません。）
- 第1次試験日 令和7年9月21日（日）
- 第1次試験会場 北秋田市民ふれあいプラザコムコム  
1F 多目的ホール

### 問い合わせ・申込書請求・申込受付

北秋田市総務部総務課総務係

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

T E L 0186-62-1111

E-mail [soumu@city.kitaakita.akita.jp](mailto:soumu@city.kitaakita.akita.jp)

F A X 0186-63-2586

北秋田市職員＜高校卒程度一般行政・消防吏員＞採用試験を次のとおり行います。

## 1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒程度 一般行政	6人	一般的な行政事務に従事します。
消防吏員	2人	一般的な消防業務に従事します。

## 2. 受験資格

次の（１）の資格を有し、（２）の住所要件に適応できる方で、（３）の欠格事項のいずれにも該当しない方であれば受験できます。

### （１）受験資格

高校卒程度 一般行政	2000年4月2日から2008年4月1日までに生まれた方。 ただし、学校教育法による大学を卒業した方（短期大学を除く）、 若しくは令和8年3月までに大学を卒業見込みの方又はこれらに 相当する学歴を有すると認められる方は受験できません。
消防吏員	2000年4月2日から2008年4月1日までに生まれた方で、 「別紙 身体採用基準」に適合する方。 ※視力については、矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ、一眼で それぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別が正 常でなければ受験できません。

### （２）住所要件

- ア. 高校卒程度一般行政は、原則として採用後、北秋田市に居住できる方。
- イ. 消防吏員は、北秋田市消防本部管内（北秋田市及び上小阿仁村）に居住できる方。

### （３）欠格事項

- ア. 日本の国籍を有しない方。
- イ. 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方。
  - ① 拘禁刑（禁固）以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
  - ② 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方。
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

### 3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

#### (1) 第1次試験

##### ア. 高校卒程度一般行政

<b>● 教 養 試 験</b> ※高校卒程度一般行政と消防吏員は共通の試験です。	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
<b>● 性 格 特 性 検 査</b>	
問題形式	検 査 内 容
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

##### イ. 消防吏員

<b>● 教 養 試 験</b> ※高校卒程度一般行政と消防吏員は共通の試験です。	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
<b>● 消 防 適 正 検 査 A</b>	
問題形式	検 査 内 容
120題・20分	消防職員としての性格的適応性検査
<b>● 消 防 適 正 検 査 B</b>	
問題形式	検 査 内 容
90題・15分	消防職員としての作業能力適応性検査

#### (2) 第2次試験

##### ア. 高校卒程度一般行政・消防吏員 共通

<b>● 口 述 試 験</b>	
個別面接 集団討論	面接により主として人物について試験を行います。
<b>● 作 文</b>	
60分	主として文章表現力等について試験を行います。
<b>● 資 格 調 査</b>	
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。	

##### イ. 消防吏員

<b>● 体 力 テ ス ト</b>	
一般的な基礎体力テストを行います。(詳細は、第1次試験合格通知でお知らせします。)	
<b>● 身 体 基 準 検 査</b>	
消防吏員としての職務遂行に必要な身体基準について、健康診断書により審査を行います。	

#### 4. 試験日及び場所

- (1) 第1次試験日 令和7年9月21日(日)  
(2) 場 所 北秋田市民ふれあいプラザコムコム 1F 多目的ホール

区 分	高校卒程度一般行政	消防吏員
受付開始	8時30分	8時30分
試験説明	8時50分～ 9時00分	8時50分～ 9時00分
教養試験	9時00分～11時00分	9時00分～11時00分
検査説明	11時10分～11時20分	11時10分～11時20分
検 査	11時20分～11時40分	11時20分～11時40分
検査説明	—	11時50分～11時55分
検 査	—	11時55分～12時10分

- ※上記日程(予定)及び実施場所については、状況により変更となる場合があります。  
変更となる場合は、受験者に郵送で通知するほか、メール、HPでお知らせいたします。  
※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。  
(欠席、棄権等ないようにお願いします。)  
※試験終了時間は、高校卒程度一般行政と消防吏員で異なります。  
※当日は、受験票、筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム)を持参してください。  
※受験票のない場合は、受験できません。  
※携帯電話は試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

#### 5. 合格発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年10月上旬までに市役所前の掲示板と北秋田市ホームページに掲載するほか、合否について受験者に通知します。  
(2) 最終合格者の発表は、令和7年11月上旬までに市役所前の掲示板と北秋田市ホームページに掲載するほか、合否について受験者に通知します。

#### 6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。  
(2) この名簿からの採用は、令和8年4月以降の予定です。

#### 7. 給 与

初任給は原則として、現行では次表のとおりですが、学校卒業後の経験年数のある者には、それに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

試 験 区 分	初任給(円)
高校卒程度一般行政・消防吏員	189,334円

(令和7年4月現在)

## 8. 受験手続及び受付期間

今年度は書面による申込みまたはインターネットによる電子申請にてお申込みください。

### ○書面による申込み

#### (1) 申込用紙の請求等

##### ア. 市役所へ来庁し請求される場合

北秋田市総務部総務課（本庁舎2F）窓口で請求してください。

##### イ. 郵便で請求される場合

封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求（※試験区分）」と朱書きし、申込用紙返送用として宛先を明記し180円切手を貼った封筒（A4サイズ）を必ず同封して簡易書留で郵送してください。（普通郵便の事故には対応できません。）

※試験区分には、「高校卒程度」「消防吏員」と記入してください。

##### ウ. 北秋田市ホームページからダウンロードする場合

北秋田市ホームページの北秋田市職員採用試験案内から、希望する受験区分の申込書をダウンロードすることができます。提出書類は必ずA4の白い用紙に片面ずつ印刷してご利用ください。

#### (2) 受験申込み受付手続

##### ア. 市役所へ直接持参する場合

申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には、最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4cmの写真1枚を貼って、北秋田市総務部総務課へ提出してください。申込書に不備がなければ、その場で受験票をお渡しします。

##### イ. 郵送で申し込む場合

封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし、上記ア. のとおり所要事項を全部記入し、写真を1葉貼った申込書を簡易書留で送付してください。なお、受験票返送用として宛先を明記し110円切手を貼った定型封筒を必ず同封してください。（普通郵便の事故には対応できません。）封筒を同封しない場合は、受験票を返送しません。

※受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

#### (3) 受付期間

令和7年7月1日（火）から8月29日（金）

いずれも土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送による申込は8月29日（金）消印を有効とし、受け付けします。

#### (4) 提出書類等

ア. 申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること）

イ. 受験料 不要

○インターネットによる電子申請

(1) 受付期間

令和7年7月1日(火) 午前10時 ~ 8月29日(金) 午後1時(受信有効)

- ・申込みは受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。期限に余裕をもって申込みください。受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システム保守等のため一時的に利用できない場合があります。
- ・申込み(送信)後、1時間を経過しても「申請受け付けのお知らせ」メールが届かない場合は、速やかに表紙にある問い合わせ先まで連絡してください。

(2) 申込方法

- ① パソコンやスマートフォンから申込みを行います。下記のURLから申請ページにアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitaakita/smart-apply/apply-procedure-alias/soumu-saiyo-20250701>

- ② トップページにある「ログインして申請に進む」、または「メールを認証して申請に進む」を選択してください。

・「ログインして申請に進む」の場合

次のいずれかのアカウントを利用して申請することができます。

【Google】 Gmail アドレス及びパスワードを使用してログイン

【LINE】 メールアドレスとパスワードまたはQRコードの読み取りにより認証  
スマートフォンで操作している場合は、LINE アプリから認証

【Graffer】 (初回利用時) ページ下部にある「新規アカウント登録」から作成  
(2回目以降) 登録したメールアドレス及びパスワードでログイン

・「メールを認証して申請に進む」の場合

お持ちのメールアドレスを入力し、確認メールを送信してください。

「[noreply@mail.graffer.jp](mailto:noreply@mail.graffer.jp)」から届くメール内のURLから申請に進んでください。

- ③ ログインまたはメール認証が完了しましたら、利用規約に同意の上、受験申込書と自己紹介書の内容を入力してください。

- ④ 受験申込書には、受験者本人の顔写真データのアップロードが必要ですので、事前に用意してください。

《顔写真データについて》

縦横比	3 : 2
ファイル形式	jpeg / jpg / png / pdf / heif / heic
最大サイズ	5 MB
その他	・上半身、脱帽、正面向き、無背景 ・最近6ヶ月以内に撮影し、本人と確認できるもの

- ⑤ すべての入力が終わりましたら、申請内容を確認し、「この内容で申請する」をクリックします。

⑥ 「申請受け付けのお知らせ」メールが送信され、本メールをもって申請は完了となります。本メールは必ず保管ください。

また、内容に不備があった場合は、総務課から連絡する場合があります。なお、一度申請した内容は原則修正ができませんので、誤りがないか申請完了前に必ずご確認ください。

### (3) 申込後について

申請内容を確認し不備等が無ければ受付完了のメールを送信します。また、受験票を郵送にて送付しますので、試験当日にご持参ください。

### (4) その他

- ・迷惑メール対策を行っている場合には、ドメイン「@mail.graffer.jp」または「@graffer.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
- ・電子申請にあたり、推奨される利用環境は以下のとおりです。

ハードウェア	パソコン、スマートフォン
OS	iOS、Android (すべて最新版)
ブラウザ	・Microsoft Edge (以下すべて最新版) ・Safari ・Chrome ・Firefox
その他のソフトウェア	PDF 文書を閲覧する場合は、AdobeReader が必要となります。

### (5) 提出書類等

- ア. 申込書及び自己紹介書 各1部 (電子申請による)
- イ. 受験料 不要

## 9. 試験結果の開示

- (1) 本人が口頭で開示を請求できます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類 (運転免許証等) を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に総務課へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、第1次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。

## 10. その他

- (1) 申込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験についての問い合わせは北秋田市総務部総務課までお願いいたします。なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。